

教育訓練給付制度における地域ニーズの把握について (報告)

厚生労働省 香川労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和5年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた 対応方針と取組について

- ・令和5年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会（令和6年3月13日）では、「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を協議事項に追加し、初めて協議を実施。
- ・協議の結果を踏まえ、令和6年10月の講座指定申請期間に向けて講座指定申請の働きかけ、周知広報を実施。

令和5年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会

【協議会委員の主な意見】

- ・一般から特定一般への切り替えを検討すべき。
- ・2024年問題や高齢化で若年者の確保が困難な運輸業界では、制度活用が有効だが、香川はすべて「一般」なので給付率の高い「特定一般」へ切り替えてほしい。
- ・特定一般制度の周知不足ではないのか。

【労働局の対応方針】

教育訓練実施機関を訪問のうえ制度周知を図り、一般から特定一般への切り替えを促す。

具体的な取組（令和6年7～8月実施）

一般教育訓練を実施する**介護福祉実務者研修実施機関、自動車整備士養成施設、自動車教習所（3校）**へ訪問し、特定一般の制度周知及び一般から特定一般への切り替え勧奨を行った。

一般教育訓練実施機関へのヒアリング実施結果

特定一般教育訓練給付制度の認識について

- 「特定一般」があることは知っていたが内容は把握していない【介護】
- 香川県指定自動車学校協会から案内が届いているので、「特定一般」があることは知っていたが内容は把握していない【自動車学校①②③】
- 「特定一般」の制度を知らなかった【整備士】

特定一般教育訓練給付への切り替えについて

- 今まで特定一般への切り替えを検討したことはなかったが、申請条件をクリアしていると判明。指定講座4つのうち2つは更新予定であったため、特定一般への切り替えを前向きに検討したい【介護】
- 一般と比較して特定一般は助成率が高いため指定基準も高く申請の手間がかかると思い検討していなかったが、説明を受けて利用者だけではなく学校にとってもメリットがある話なので社労士と相談の上、前向きに検討したい【自動車学校①】
- 当該制度の利用実績が少なく、「一般」の条件を満たすか否か難しい状況のため「特定一般」への切り替えは困難【整備士】
- 在職中の受講生が比較的多いため、申請条件（就職率・在職率）をクリアしている可能性がある。「特定一般」に対して興味関心はあるものの申請書類作成に負担を感じるが、「特定一般」への切り替えにより受講生確保が期待できる。社労士への書類作成代行の依頼を検討予定→社労士から申請について労働局へ複数回問い合わせあり、切り替え手続きを行う意向。【自動車学校②】
- 労働局訪問前から校内で特定一般への切り替えについて検討していた。説明を受けて制度利用者数が多い講座（大型免許）は申請条件をクリアしている可能性が高いため、切り替え申請を前向きに検討したい。【自動車学校③】

一般教育訓練実施機関へのヒアリング実施結果

一般教育訓練給付の利用状況

- 受講生の半数程度が当該制度を利用しており、大多数が在職中の方が利用している。【介護】
- 利用者は5%程度（受講生の大半が職に就いていない方の可能性が高い）。【自動車学校①】
- 受講生の大半が在職者で会社負担で受講しているため、制度利用者は年間数名程度。【整備士】
- 講座指定（令和4年4月）されて以降、通算して36名（約18名/年）利用している。日中に在職中の方が受講されていることが多いが、会社負担で受講されているか不明。【自動車学校②】
- 大型、準中型の2種類のうち、制度利用者のほとんどが大型。令和6年1月～8月で利用者22名。受講生の特徴として、準中型は無職・新入社員など雇用保険被保険者期間が短い者が多く、大型は在職者・転職予定者が多い。【自動車学校③】

一般教育訓練給付制度への要望等

- 当該制度を利用して3年以上経過しないと再度利用できない条件を緩和して欲しい【介護】
- 制度利用の有無に関わらず、修了者全員にアンケートを実施する必要があるため、郵送・返信用封筒・切手代の費用負担、事務作業の手間がかかる。アンケートの依頼をきっかけに教育訓練給付制度を把握した人との間で制度を利用出来なかったことに関しトラブルが発生した。【自動車学校①】
- テキスト代、実施期間などの軽微な変更が生じた際に変更届を提出しているが、手続きが煩雑で苦勞している【整備士】
- 現況報告に使用するアンケート内容が変更されて困っている（アンケート結果を簡単に集計できるようシステムを学校で構築しており、内容に変更が生じる度にシステム改修する必要があり負担に思われている可能性あり）【自動車学校②】

(参考) 特定一般教育訓練給付金と一般教育訓練給付金の違いについて

給付の対象となる講座の指定基準は以下のとおり

	特定一般教育訓練給付 労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練	一般教育訓練給付 労働者の雇用の安定または就職の促進に資する教育訓練
類型	<p>①業務独占資格、名称独占資格もしくは必置資格に係るいわゆる養成施設の過程またはこれらの資格の取得を訓練目標とする課程</p> <p>②ITSSレベル2の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>③短時間の職業実践力育成プログラム（BP）及びキャリア形成促進プログラム（CP）※文部科学省による認定が必要あり</p>	<p>①公的職業資格または修士もしくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>②①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）</p>
教育訓練期間	<p><類型①～③共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 通学制：1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上（③は60時間以上） 通信制：3ヶ月以上1年以内 <p><類型①のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> 養成課程：3年以内（訓練期間及び時間の下限なし） 	<p><類型①～②共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 通学制：1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 通信制：3ヶ月以上1年以内 <p><類型①のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> 養成課程：3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）かつ取得に必要な最低期間であること 大学院修士/博士課程：3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）
講座実績 (過去3年度のいずれかの年度)	<p><類型①～②共通></p> <p>入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上</p> <p><類型③のみ></p> <p>就職率・在職率80%以上</p>	<p><類型①></p> <p>修了者の受験率50%以上 合格率が全国平均の80%以上 (養成課程、大学院修士/博士課程は該当なし)</p> <p><類型②></p> <p>修了者の受験率50%以上 合格率が全国平均の80%以上</p>

資料出所：厚生労働省「特定一般教育訓練給付制度のご案内」、「一般教育訓練給付制度のご案内」